



2026年4月21日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

(開示事項の経過) 元代表取締役に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日付「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ3」(以下、「2026年2月13日付開示資料」といいます。)において公表したとおり、元代表取締役である福村康廣氏に対し、訴訟を提起しておりましたが、今般、当該訴訟について判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決が言い渡された裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決言渡日 2026年4月20日

2. 判決の概要

本件訴訟において、当社が元代表取締役福村康廣氏に対して提起した下記の請求について、裁判所は当社の請求を全面的に認容する旨の判決を言い渡しました。

(1) 請求の内容

当社は、2026年2月13日付開示資料の「1. 訴訟を提起した経緯及び内容」に記載のとおり、2024年7月分以降に当社が負担させられていた賃料等である10,543,192円について、福村氏に対して支払いを求める訴訟を提起いたしました。

(2) 判決の内容

福村氏に対して、10,543,192円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の当社への支払いを命じました。

訴訟費用は全額福村氏の負担とされました。また、この判決は仮に執行することができる旨も認められています。

3. 今後の見通し

当社としましては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。

本判決にもとづいて福村氏からの支払いを受けた場合、特別利益が発生する見込みですが、今後福村氏より控訴がなされた場合、その後の回収状況の如何によっては、特別利益の発生に至らない可能性がありますので、被告による控訴等、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。なお、本判決は、被告に対する判決書の送達日から2週間以内に控訴がなされなかった場合には確定いたします。

以上